

## 市民の声（9月分）

<b>意見 30</b>	<p>R5. 9. 6</p> <p>兵庫県明石市の様な子育て支援を真似る予定は袖ヶ浦にはありますか？ 袖ヶ浦市は千葉県で財政力が上位と認識しています。 明石市の政策として</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) こども医療科無料（高校3年生まで）</li><li>(2) 第2子以降の保育料完全無料（親の収入などの条件なし）</li><li>(3) 0歳児の見守り訪問「おむつ定期便」でおむつやミルクなどの子育て用品を毎月届ける</li><li>(4) 中学校の給食費無料（所得制限なし）</li><li>(5) 公共施設の入場料無料（プール、博物館、科学館、親子交流スペース）がありますが、袖ヶ浦市はこれらに習うことはありませんか？</li></ol> <p>(1)については助成有りの認識、(2)は一部のみの認識(3)～(5)は未実施の認識です。 やらない、できないならその理由を、やるとすればいつからできるのか具体的に教えてください。</p> <p>財政が厳しいとかはいいので他を削ってでも子育て支援にさらなる市の財政を使う 気があるのかというのが本質的な質問です。</p>
<b>回答</b>	<p>R5. 9. 29 子育て支援課 健康推進課 保育幼稚園課 都市整備課 学校給食センタ ー</p> <p>日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。 この度、**様よりいただきましたご質問について回答いたします。</p> <p>まず初めに、子ども医療費助成制度につきまして、本制度は、千葉県の子ども医療費 助成制度に基づき、子育て世帯の保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの疾病に 係る医療費の全部又は一部を助成しているものでございます。</p> <p>本市では、市独自の取組として、本年8月1日から、助成対象となる子どもの年齢を 高校3年生相当（18歳年度末）まで拡大するとともに、自己負担額に月額上限を導入 し、入院日数や通院回数が上限を超えた場合は無料としたところでございます。</p> <p>また、所得制限も設けておらず、非課税世帯などは無料化を実施しておりますが、本 制度につきましては、持続可能な制度として維持していくためにも、一律の無料化は考 えておりません。</p> <p>次に、保育料についてですが、本市では、同一世帯の保育所などに入所している未就 学児で、2番目の児童の保育料を半額、3番目以降の児童の保育料を全額免除としてい ます。</p> <p>また、保育料については近隣市よりも概ね低く設定しており、一般世帯の保育料軽減 措置についても、保護者の市民税所得割額が77,101円未満の世帯にまで拡充して 多子軽減の年齢制限及び同時入所要件を撤廃して軽減するなど、近隣市と比較しても、 子育て世帯の経済的な負担の軽減に積極的に取り組んでいることから、現時点におい て、全ての第2子以降の保育料を無償化することは考えておりません。</p> <p>次に、明石市で実施されているおむつ定期便に倣った助成についてでございますが、</p>

本市においても、令和5年3月から同様の目的となるガウラパパママ応援ギフト事業を開始しており、出産・子育て応援ギフトによる経済的支援を行っております。

出産応援ギフトは妊娠の届出を行った妊婦の方に、子育て応援ギフトは出生した児童の養育者の方に、それぞれ現金5万円を給付するもので、おむつなど出産育児関連用品の購入やレンタル費用等、妊娠期や産後にかかる費用にもご活用いただけます。

次に、中学校の給食費無料（所得制限なし）につきましては、本市では、袖ヶ浦市立小中学校に通うすべての児童生徒に対して給食費の一部補助を実施しており、県内の他自治体と比較しても給食費を安価に設定しております。

さらに、多子世帯の経済的な負担を軽減するため、令和4年1月から第3子以降の給食費を免除する事業を近隣市に先がけて開始し、さらに令和5年1月からは県の補助金を活用し、適用範囲を拡大したところです。

保護者の経済的負担を一律に軽減する制度などを実施しているため、現時点では中学校給食費を無料とする制度の実施は考えておりません。

最後に、公共施設の入場料無償化について回答いたします。

まず、百目木公園プールについてお答えいたします。

百目木公園プールにつきましては、令和4年度の施設運営費や維持管理費として約2,400万円の費用がかかっており、プール使用料である約600万円をその費用の一部の財源として充てております。

プール使用料は、施設を管理運営していくための重要な財源であることから子ども本人や子育て世帯など一部の対象者を限定して使用料を無料化するという考えは現時点ではありません。

なお、そでがうらこども館及び代宿児童館（夏季期間のプールも含む）は入場料無料となっておりますので、ぜひご利用ください。

本市におきましても子育て支援施策は、重要な施策の一つと認識しております。今後とも、より効果的な施策を推進していきたいと考えておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。

この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

**意見 31**

R5. 9. 7

車がなくても生活できるように市の政策を見直してほしい。

①地域包括平川サブセンターの瑞穂へ移転について

現在は平川行政センターの窓口の一角にあり、行政手続きや公民館の利用と併せて利用できる便利な立地にあるが、野里の瑞穂に移転してしまうと行政手続きが1箇所ですべて済まなくなる。公共交通機関がほとんどない平川地区では、行政センターと瑞穂の間の移動に車が必須となり、コンパクトシティやコンパクトな行政の理念から外れるように感じる。なぜ運営主体を市から切り離れたからといって、窓口を市の公共施設から移転しなければいけないのか。

市が自ら車がないと暮らせない地域づくりをしているともいえる。

②広報のお試しバス乗車券の小中学生への利用拡大について

高校生を対象にしているが、小中学生まで範囲を広げれば、特に中学生はきっかけに

	<p>利用することで、高校入学時にバスを利用するきっかけにつながるのではないか。</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>R5.9.26 企画政策課 高齢者支援課</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>＊＊様からいただいたご意見につきまして、回答いたします。</p> <p>まず、地域包括支援ひらかわサブセンターの瑞穂への移転についてでございますが、地域包括支援ひらかわサブセンターは平川地区の高齢者の方への総合相談支援業務等を担う部署として、福祉・健康部門の各種申請手続き等の業務を行う平川健康福祉支援室とともに、平成27年度より平川公民館内に設置し、運営してまいりました。</p> <p>この度、今後予想されております高齢者数の増加及び複雑化する相談支援に対応し、高齢者支援の体制強化を図るため、これまで市内1カ所の地域包括支援センターに付随するサブセンターとしての設置ではなく、将来的に市内に4カ所設置されるうちの1カ所となる地域包括支援センターとして、民間活力を活用した平川地区地域包括支援センターを開設することとなりました。なお、設置場所につきましてはご承知おきのとおり、昨年度の公募により決定した運営主体が、社会福祉法人瑞光会であり、受託法人が運営する袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム内となっております。開設に伴いお越しになれない高齢者の方には、相談対応を電話や窓口のみではなく、これまで同様に直接訪問対応もさせていただくこととしております。また、訪問先にて必要な行政手続き等の相談がございましたら、関係各課に照会等行うなど、相談対応させていただきますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>次に、路線バス無料お試し乗車の対象の拡大についてでございますが、この路線バス無料お試し乗車は、利用促進の取組のひとつとして、無料で利用することをきっかけにその後も利用していただくことで運賃収入を確保し、路線を維持することを目的としております。平成29年度に開始し、今回で6回目の実施となりますが、今後も、利用促進の取組として無料お試し乗車を実施することとした際には、対象範囲の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>このたびは、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。</p>
<p><b>意見 32</b></p>	<p>R5.9.11</p> <p>お世話になります。</p> <p>現在入居しているアパートの前が火災現場となっており、悪臭、ゴミの飛散等が激しいため、以前より市役所の方へ改善を要求させていただいておりましたが、手付かずのままです。</p> <p>さらにこの夏の酷暑にて周辺にゴキブリが大量に発生しています。この数日で数匹駆除しています。</p> <p>市役所で問い合わせても「私有地で手がつけられない」で進みません。早急に改善をお願い致したく。</p> <p>悪臭、掃除、虫の駆除に悩まされています。よろしくお願い致します。</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>R5.10.2 都市整備課</p> <p>日頃より市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度、ご意見のありました＊＊＊の火災現場について回答いたします。</p> <p>ご指摘のありました火災現場については、私有地となっております。私有地について</p>

	<p>は、憲法第29条（財産権）及び民法第206条（所有権）で認められた絶対的な権利があり、原則として、市が所有者の敷地内の改善を代わりに行うことは出来ません。</p> <p>また、空家等の管理につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第3条において、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるもの」とされており、空家等の所有者等の責務となっております。</p> <p>しかし、近隣住民に悪影響を及ぼす恐れが高いため、市として空家法第12条の規定に基づき、所有者へ通知等により適正に管理するように指導をしているところであります。</p> <p>今後も引き続き、早期に解決が図れるよう指導を行ってまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>
<p><b>意見 33</b></p>	<p>R5. 9. 20</p> <p>図書館での本の受け渡しについて、改善提案です。</p> <p>現状；予約した本が用意できると電話連絡が来ます。その本を2週間以内に受け取ればよいことになっています。</p> <p>受け取った日から2週間以内に返却することになります。（都合最長4週間）</p> <p>改善策；本の受け取りに2週間は必要ないと考えます。読みたいから借りる訳で1週間あれば十分と考えます。</p> <p>受け取った本を読むのにページ数が多い本は2週間くらい欲しいのは理解できます。要するに一冊の本が、現状では最長4週間も占有されるのです。</p> <p>人気のある本は、数冊あるにしても十人から数十人の待ちが出来てしまい読みたい時期を逸してしまいます。</p> <p>過去何度か上記内容の問題提起を現場でしましたが（平岡・長浦）、組織として検討されたことがあったのでしょうか？</p> <p>早急に改善方検討をお願いします。</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>R5. 10. 6 中央図書館</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>また、袖ヶ浦市立図書館をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>過去に長浦おかのうえ図書館、平岡公民館図書室の窓口で問題提起をいただいておりますが、予約した本が用意できてからの取置き期間を2週間から1週間に変更すると勤労世代の方などに負担をかけるのではないかと懸念したため現行の運用を継続して参りました。</p> <p>しかしながら、今後は**様からいただいたご意見にあるように、人気の本を早く読みたいという方の希望も考慮し取置き期間を1週間に短縮することとし、1週間以内に借りに来ることが難しい方には予約順を変更するなどの個別対応をすることとします。</p> <p>なお、予約した本の取置き期間を変更する時期については、十分な周知期間が必要ですので、令和6年1月から開始したいと考えております。</p> <p>この度は貴重なご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。</p>